年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認徳島地方第三者委員会分

- 1. 今回のあっせん等の概要
 - (1)年金記録の訂正を不要と判断したもの

4 件

国民年金関係 2件

厚生年金関係 2件

徳島国民年金 事案668

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年3月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和27年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年3月から同年12月まで

昭和52年又は53年頃、A市区町村役場から、私の国民年金について未納期間がある旨の連絡文書とともに、国民年金保険料の納付書が送られてきたので、同納付書により4万円程度の保険料を納付した。

その後、昭和54年又は55年頃、A市区町村役場から、再度、納付書が送られてきたので、同納付書により8万円から10万円程度の保険料を納付した。

国民年金の未納期間があることに納得できないので、申立期間について、保険料の納付済み期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人の前後の手帳記号番号を持つ被保険者の資格取得状況等から判断すると、昭和53年1月以降に払い出されたものと推認され、この頃に国民年金への加入手続が行われたものと考えられるところ、当該時点において、申立期間のうち、50年3月から同年9月までの期間の国民年金保険料は、時効により納付することはできず、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も確認できない。

また、申立人は、申立期間等に係る国民年金保険料について、「A市区町村役場から、最初は昭和52年又は53年頃、2回目は54年又は55年頃に納付書が送られてきて、同納付書により、4万円程度の保険料及び8万円から10万円程度の保険料をそれぞれ一括納付した。それ以外に国民年金保険料を納付した記憶は無い。」旨主張しているところ、申立人が保険料を一括納付したと主張する時期の一部期間においては、特例納付により申立期間の保険料を納付することが可能であったものの、i)申立期間の国民年

金保険料を特例納付した場合の保険料額及び申立期間以後の納付済み期間の保険料額を合算した場合の保険料額(9万3,010円)は、申立人が納付したとする保険料の総額(12万円から14万円程度)と合致しないこと、ii)A市区町村の国民年金被保険者名簿等によれば、申立人は、申立期間以後の国民年金加入期間(25月)に係る保険料について、6回に分けて、それぞれ一月分から6か月分の保険料を過年度及び現年度納付していることが確認でき、申立人が主張する保険料の納付方法等と符合しないこと、iii)A市区町村は、「当時、当役場では、特例納付に係る納付書を取り扱っていなかった。」と回答していることなど、申立期間の保険料が特例納付により納付されたことをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人が、国民年金保険料を一括納付したとする時期に、同居していた申立人の両親は既に死亡しており、申立人の兄からも、申立人の申立期間に係る保険料が納付されたことをうかがわせる具体的供述は得られない。

加えて、申立人が申立期間に係る国民年金保険料を納付したことを示す 関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納 付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料及び周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島国民年金 事案669

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から38年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和12年生

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から38年3月まで

私の国民年金については、義母が「結婚するのだから」と、結婚前に 近所の集金人を通じて加入手続をしてくれた。

この度、年金問題が話題になり家財を整理していると、昭和36年度、 37年度の欄に国民年金保険料を納付し割印の上、切り取られている国民 年金手帳が見つかったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その義母が結婚前に国民年金の加入手続を行ってくれたと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が所持する国民年金手帳及び国民年金被保険者台帳管理簿において、昭和39年2月6日に結婚後の氏名で払い出されていることが確認できることから申立内容と符合しない上、当該時点においては、申立期間のうち、36年4月から同年12月までの期間は、時効により国民年金保険料を納付することができない期間である。

また、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄において、申立期間の保険料納付をうかがわせる記録は認められず、それに対応する国民年金印紙検認台紙は、前述の払い出し時点において印紙による現年度納付ができないことから、割印の上、切り取られたと考えられる。

さらに、前述の払い出し時点において、申立期間のうち、昭和37年1月から38年3月までの期間の国民年金保険料は、過年度納付が可能であるが、申立人から過年度納付をうかがわせる供述は無く、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡も見当たらない。

加えて、申立人は、その義母に国民年金保険料を手渡していたと主張しているものの、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与しておらず、これらを行ったとする申立人の義母は、既に死亡していることから、国民

年金への加入状況、保険料の納付状況等は不明である。

このほか、申立人の義母が申立期間に係る国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

徳島厚生年金 事案736

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和14年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和30年4月から31年10月頃まで

私は、昭和30年4月から31年10月頃まで、A事業所(現在は、B事業所)に勤務し、C業務に従事していたにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A事業所における複数の同僚の供述から判断すると、勤務期間の特定はできないものの、申立人が申立事業所に勤務していたことは推認できる。

しかし、B事業所に照会したところ、同社が保管する申立期間当時の資料において申立人の氏名等は確認できず、申立人のA事業所における勤務期間、勤務形態及び給与からの厚生年金保険料控除等を確認できる関連資料は得られない上、複数の同僚に照会しても、申立人の給与から事業主により厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる具体的な供述は得られない。

また、A事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によれば、昭和31年7月1日付けで厚生年金保険被保険者の資格を取得している者が47人確認できるところ、その中に申立人が同時期(昭和30年4月)に入社したと記憶する同僚6人のうち3人の氏名が確認できるものの、残り3人の氏名は確認できない上、同被保険者名簿の健康保険番号113番(昭和29年4月1日資格取得)から健康保険番号228番(昭和32年3月30日資格取得)までの記録に、申立人及び前述の厚生年金保険の被保険者記録が確認できない同僚3人の氏名等は無く、欠番も無いことなどから判断すると、申立期間当時、申立事業所では、必ずしも全ての従業員を入社と同時に厚生年金

保険に加入させていたとは限らない状況とともに、必ずしも全ての従業員 を厚生年金保険に加入させていたとは限らない状況がうかがえる。

このほか、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、 申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を 事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

徳島厚生年金 事案737

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名:男

基礎年金番号 :

生年月日: 昭和4年生

住 所:

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和24年2月1日から29年6月21日まで 私は、申立期間について、私の兄であるA氏が所有するB丸(昭和24年頃購入の中古船)、C丸(昭和25年頃から26年頃の新造船)及びD丸(昭和28年頃から30年頃の新造船)の各船舶にE業務員又はF業務員として乗り組んでいた。

申立期間について、船員保険の被保険者記録が無いことに納得できないので調査の上、被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

B丸、C丸及びD丸の所有者である申立人の兄(A氏)及び申立船舶に一緒に乗り組んでいたとする申立人の兄(G氏)の供述等から判断すると、期間の特定はできないものの、申立人が申立船舶に乗り組んでいたことはうかがえる。

しかしながら、申立船舶の所有者である申立人の兄(A氏)は、「B丸は私の家族だけが乗り組んでいたので船員保険に加入していなかったと思う。 C丸及びD丸も家族については、昭和29年6月頃までは船員保険に加入させていなかっただろう。」としており、申立期間について申立人の給与から船員保険料が控除されていたことをうかがわせる供述は得られない。

また、申立人が申立船舶に一緒に乗り組んでいたとする申立人の兄(G氏)は、「B丸は、船員保険に加入していなかった。C丸については、当初、船員保険に加入しておらず、昭和29年6月頃に船主である兄(A氏)に頼んで船員保険に加入させてもらった。申立人のC丸における船員保険の加入時期も私と同じであるはずだ。」としているところ、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の兄(G氏)の船員保険被保険者の資格取得日は、申立人と同じ昭和29年6月21日であることが確認でき

る。

さらに、船舶所有者名簿において、申立船舶を所有する船舶所有者A氏は、昭和28年10月28日に船員保険の適用事業所に該当していることが確認でき、申立期間のうち24年2月1日から28年10月27日までの期間については船員保険の適用事業所であったことが確認できない。

加えて、船舶所有者A氏に係る船員保険被保険者名簿において、申立人の氏名が確認できるのは船員保険番号*番(資格取得日は昭和29年6月21日)及び船員保険番号*番(資格取得日は昭和30年7月6日)のみであり、当該番号における船員保険の被保険者記録はオンライン記録と一致している。

このほか、申立人の申立期間に係る船員保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。